

各大学・短期大学・高等専門学校・専修学校 事務局長 様

北海道総務部教育・法人局総合教育推進課長

「緊急事態宣言」を踏まえた大学等における新型コロナウイルス感染症対策について(依頼)

日頃より、本道の新型コロナウイルス感染症対策に当たり、特段の御理解・御協力をいただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

国における緊急事態宣言を踏まえ、道では、警戒ステージを5に移行し、全道域で人と人との接触を徹底して抑えるための対策を講じるとともに、特に感染状況が厳しい札幌市を始め、石狩振興局管内、小樽市及び旭川市に対し、重点的な対策を講じることとしました。

貴学・貴校におかれましては、この度の要請内容に御理解・御協力いただき、感染症対策に万全を期していただくよう、お願いいたします。

また、本日付で北海道教育庁から各道立学校等に対し、感染症対策の実効性の確保を図るよう通知されましたので、御参考までに添付いたします。

記

1 対象区域

- (1) 特定措置区域 札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市
- (2) 措置区域 特定措置区域以外の市町村

2 措置期間

令和3年(2021年)5月16日(日)～5月31日(月)

3 学校への要請事項

別添 資料5のとおり

4 添付資料

- (1) 5月15日付け北海道知事通知「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部第53回本部会議」における決定事項について
- (2) 北海道医療非常事態宣言(資料3)
- (3) 「北海道医療非常事態宣言」を踏まえた緊急事態措置(資料5)
- (4) 5月15日付け北海道教育庁学校教育局長通知「緊急事態宣言を踏まえた学校における新型コロナウイルス感染症対策について」

5 関連情報

北海道庁広報ツイッターでは、新型コロナの日々の発生状況や道の対策等をお知らせしておりますので、学生・生徒に対する普及啓発に御活用願います。

<https://twitter.com/PrefHokkaido/>



(総合教育推進課)

令和3年(2021年)5月15日

各関係団体・事業者の皆様

北海道知事 鈴木 直道

「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部第53回本部会議」に
おける決定事項について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃より、格別の御理解、御協力をいただき、感謝を申し上げます。

国における緊急事態宣言を踏まえ、道の警戒ステージを5に移行し、全道域で人と人との接触を徹底して抑えるための対策を講じるとともに、特に感染状況が厳しい札幌市を始め、石狩振興局管内、小樽市及び旭川市に対し、重点的な対策を講じることとしました。

この緊急事態措置の実施により、地域における社会経済活動にも大きな影響を与えることとなりますが、現在の厳しい感染状況と医療のひっ迫状況に鑑みて、感染の拡大を抑制していくために、皆様の御理解と御協力をよろしく願います。

貴団体・事業者の皆様におかれましては、準備期間がない中で、様々な対策をお願いせざるを得ない状況となり、大変なご迷惑をおかけしますが、緊急事態宣言の発令及び「北海道医療非常事態宣言」を発出したこと等に鑑み、できる限りの外出自粛の徹底など、この度の決定内容について、御理解、御協力をいただきますようお願いいたします。

なお、皆様に要請・協力をお願いしたい内容は、地域によって異なりますので、別添の資料5をご参照いただき、ご確認いただきますようお願いいたします。

また、休業や時短要請に御協力いただいた事業者の皆様に対する支援金等については、北海道のホームページをご参照願います。

記

- 北海道医療非常事態宣言
～ 別添「資料3」のとおり
- 「北海道医療非常事態宣言」を踏まえた緊急事態措置
～ 別添「資料5」のとおり

〔 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部
指揮室 企画班 電話：011-206-0368 〕

北海道医療非常事態宣言

道内では、変異株の影響もあり、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が5月13日には過去最多の712人となるなど、全道各地において感染が急速に拡大しています。

このままでは、地域の基幹病院等において、その機能を維持することが厳しい状況となり、特に、医療資源の乏しい地域では、入院の予定を延期せざるを得なくなるほか、怪我の治療や救命救急など、今まで当たり前前に受けていた医療も受けられなくなりつつあります。

まさに、北海道の医療が危機的な状況にあります。

医療体制の崩壊を防ぎ、道民の皆様を守るため、全道に医療非常事態を宣言します。

道民の皆様におかれては、医療を守り、そして、あなたの大切な人やあなた自身を守るために、次のことを遵守してください。

これまでお願いしてきたマスクの着用や手洗い、手指消毒、人との距離の確保はもちろん、今は、特に、次のことを実行してください。

- **できる限り、外出はしない**
- **特に、週末は外出しない**
- **外出しても、午後8時まで**

令和3年（2021年）5月15日

北海道知事	鈴木 直道
北海道市長会会長	山口 幸太郎
北海道町村会会長	棚野 孝夫
北海道医師会会長	長瀬 清

北海道における緊急事態措置

令和3年5月15日

実施内容

国による緊急事態措置区域の追加を踏まえ、これ以上の新型コロナウイルスの感染拡大抑止に向け、人と人との接触機会を徹底的に低減するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条及び同法第24条により、道民等に対する要請を行うとともに、必要な協力について働きかけを実施する。

なお、全道を緊急事態措置の対象とし、特定措置区域については、より一層の強い対策を行う

特定措置区域

札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市

措置区域

特定措置区域以外の市町村

期 間

令和3年5月16日(日)～5月31日(月)

特定措置区域

【道民及び道内に滞在している皆様への要請】

期 間

令和3年5月16日(日)～5月31日(月)

要請内容

(外出の際は)

- ◆不要不急※の外出や移動を控える。特に20時以降の外出を控える。
加えて、特に日中、週末の外出を控える。

(特措法第45条第1項)

※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出を控えてください。なお、必要な外出や移動であっても、混雑している場所や時間を避けて行動してください。

- ◆不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は厳に控える

(特措法第45条第1項)

(飲食の際は)

- ◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控える(特措法第45条第1項)

- ◆路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える

(特措法第45条第1項)

- ◆できる限り同居していない方との飲食を控える(特措法第24条第9項)

【飲食店等への要請】

期 間

5月16日(日)～5月31日(月)

対象施設

- 〔飲食店〕 飲食店(宅配・テイクアウトを除く)
- 〔遊興施設〕 バー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗
及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店
- 〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場

要請・
協力依頼
内容

【酒類又はカラオケ設備を提供(利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む)する飲食店(酒類及びカラオケ設備の提供を取りやめる場合を除く)】

◆休業とする (特措法第45条2項)

【上記以外の飲食店(宅配・テイクアウトを除く)】

◆営業時間は5時から20時まで (特措法第45条第2項)

◆次の感染防止対策を実施する(特措法第45条第2項)

- ・従業員への検査推奨 ・入場者の整理・誘導
- ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- ・手指消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒
- ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知
- ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(すでに入場している者の退場も含む)
- ・施設の換気を行う
- ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる

◆業種別ガイドラインを遵守する(特措法第24条第9項)

◆結婚式場においては、飲食店と同様の要請に従うこと。また、できるだけ短時間(1.5時間以内)で、少人数(50人又は50%のいずれか小さい方)で開催すること(協力依頼)

※要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給【調整中】

【飲食店等に対する協力金の国の基準額】

中小企業:1日あたり売上高に応じて 4万円～10万円 大企業:1日あたり売上高の減少額に応じて 最大20万円

期間

5月16日(日)～5月31日(月)

※ 5月16日から5月17日までは周知期間とし、遅くとも5月18日から適用する。具体的には周知期間終了時点(5月17日)までに販売されたチケットについては、収容率50%以内であれば、5,000人を超え、また21時を超えた場合でもキャンセル不要とする(札幌市除く)。ただし、5月18日以降、人数上限5,000人又は収容率50%のいずれかを超えるチケットの新規発売は停止する。

人数上限 及び 収容率

○人数上限5,000人 かつ 収容率50% (特措法第24条第9項)

※感染予防が徹底されない場合は無観客・オンライン配信での開催も検討する

(特措法第24条第9項)

要請・ 協力依頼 内容

- ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない(協力依頼)
- ◆営業時間は21時まで(無観客で開催される催物を除く)(特措法第24条第9項)
- ◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する(特措法第24条第9項)
- ◆催物前後の3密及び飲食を回避する方策の徹底(特措法第24条第9項)
- ◆国の接触確認アプリ(COCoA)・北海道コロナ通知システムの導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する(特措法第24条第9項)
- ◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの実施に当たっては、開催要件等について、道に事前相談する(特措法第24条第9項)

期 間

5月16日(日)～5月31日(月)

要請・
協力依頼
内容

- ◆職場への出勤について、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指す(協力依頼)
- ◆職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進する(協力依頼)
- ◆20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制する(協力依頼)
- ◆業種別ガイドラインを遵守する(特措法第24条第9項)
- ◆休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する(特措法第24条第9項)
- ◆主要観光施設等のライトアップや繁華街の屋外広告などについて、20時以降、夜間消灯する(協力依頼)

【交通事業者への協力依頼】

期 間

5月16日(日)~5月31日(月)

協力依頼
内容

- ◆市営交通(地下鉄・市電)における終電の繰上げや主要ターミナル(大通駅、さっぽろ駅)における検温を実施する(協力依頼)
- ◆他の交通事業者においても最終便の繰上げ等の対応を検討する(協力依頼)

期 間

5月16日(日)～5月31日(月)

要請内容

- ◆衛生管理マニュアル(R3. 4. 28改訂)に基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底する(特措法第24条第9項)
- ◆学校行事(運動会、体育祭、修学旅行や宿泊学習等)を中止、延期、縮小する(特措法第24条第9項)
- ◆高等学校・特別支援学校では、分散登校とオンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習を実施する(5月18日～)(特措法第24条第9項)
- ◆部活動について、学校が必要と判断する場合(※)を除き、原則休止する(特措法第24条第9項)
 - ※具体的には、十分な感染症対策が講じられている大会やコンクール等への参加及び当該の大会等への参加に向けた練習について、学校が必要と判断した場合(大会・コンクール等への参加や参加に向けた練習は、必要なものに厳選)
- ◆大学、専門学校等では原則オンライン授業とし、困難な場合はクラスを分割した授業や大教室の活用などの実施により密を回避する(特措法第24条第9項)

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼①休業・営業時間の短縮を要請する施設】

期間

5月16日(日)～5月31日(月)

要請・
協力依頼
内容

施設の種類	内訳	要請・協力依頼内容	
		1,000㎡超	1,000㎡以下
商業施設	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 など (生活必需物資を除く)	◆平日は、営業時間を20時まで、土日祝日は、休業とする (特措法第24条第9項) ※大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店などのうち、生活必需物資を除く ◆酒類及びカラオケ設備の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない(協力依頼) ◆入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項) ◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する(協力依頼)	◆営業時間は20時までとする(協力依頼) ※大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店などのうち、生活必需物資を除く ◆酒類及びカラオケ設備の提供の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない(協力依頼) ◆入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項) ◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する(協力依頼)
運動・遊技施設	スポーツクラブ、パチンコ屋、ゲームセンター など		
遊興施設	性風俗店、勝馬投票券発売所、場外馬(車・舟)券売場 など		
サービス業	スーパー銭湯、エステサロン など(生活必需サービスを除く)		

※1,000㎡を超える施設について、特措法に基づく休業及び営業時短の要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給【調整中】

【大規模施設に対する協力金の国の基準額】

大規模施設 20万円×面積／1,000㎡×営業時短割合

テナント 2万円×面積／100㎡×営業時短割合

※ 営業時間に占める時短の時間の割合

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼②イベントに準じた取扱いを要請する施設】

期間

5月16日(日)～5月31日(月)

要請・
協力依頼
内容

施設の種類	内訳	要請・協力依頼内容
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場、プラネタリウム など	<ul style="list-style-type: none"> ◆人数上限5,000人かつ収容率50%以内(特措法第24条第9項) ◆(1,000㎡超の施設)20時までの時短 (イベント開催の場合は21時まで)(特措法第24条第9項) ◆(1,000㎡以下の施設)20時までの時短(イベント開催の場合は21時まで)(協力依頼) ◆入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項) ◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する(協力依頼) ◆酒類及びカラオケ設備の提供 (利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない(協力依頼) ◆映画上映はイベント同様に扱い、21時とする(特措法第24条第9項)
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館 など	
ホテル・旅館	ホテル、旅館(集会の用に供する部分に限る)	
運動施設、遊技施設	野球場、陸上競技場、テーマパーク、遊園地 など	<ul style="list-style-type: none"> ◆人数上限5,000人かつ収容率50%以内(特措法第24条第9項) ◆(1,000㎡超の施設)20時までの時短 (イベント開催の場合は21時まで) (特措法第24条第9項) ◆(1,000㎡以下の施設)20時までの時短 (イベント開催の場合は21時まで) (協力依頼) ◆入場者の整理誘導等を徹底する (特措法第24条第9項) ◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する (協力依頼) ◆酒類の提供 (利用者による酒類の持込を含む)を行わない (協力依頼)
博物館等	博物館、美術館 など	
結婚式場	結婚式場	<ul style="list-style-type: none"> ◆飲食店と同様の要請に従うこと(特措法第45条第2項) ◆できるだけ短時間(1.5時間以内)で、少人数(50人又は50%のいずれか小さい方)で開催すること(協力依頼)

※1,000㎡を超える施設について、特措法に基づく営業時短の要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給【調整中】

【大規模施設(1,000㎡超)に対する協力金の国の基準額】

大規模施設 20万円×面積/1,000㎡×営業時短割合 テナント 2万円×面積/100㎡×営業時短割合 ※ 営業時間に占める時短の時間の割合

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼③】

期 間

5月16日(日)～5月31日(月)

対象施設

要請・協力依頼

保育所、介護老人保健施設
等の社会福祉施設など

・感染リスクの高い活動等の制限(協力依頼)

葬祭場

・酒類提供(利用者による酒類の持込を含む)を行わない(協力依頼)

図書館

・入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項)

ネットカフェ、マンガ喫茶、銭湯、
理容店、質屋、貸衣装屋、ク
リーニング店など

・入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項)
・店舗での飲酒につながる酒類提供(利用者による酒類の持込を
含む)及びカラオケ設備の使用自粛(協力依頼)

自動車教習所、学習塾など

オンラインの活用等の働きかけ(協力依頼)

公立施設

◆道立施設及び市町村立施設は、原則、休館とする。

措置区域

【道民及び道内に滞在している皆様への要請】

期 間

令和3年5月16日(日)～5月31日(月)

要請内容

(外出の際は)

- ◆不要不急※の外出や移動を控える。特に20時以降の外出を控える。
加えて、特に日中、週末の外出を控える。

(特措法第24条第9項)

※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出を控えてください。なお、必要な外出や移動であっても、混雑している場所や時間を避けて行動してください。

- ◆不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は
厳に控える(特措法第24条第9項)

(飲食の際は)

- ◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮に応じていない
飲食店等の利用を控える(特措法第24条第9項)

- ◆「黙食」を実践する(食事は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、
大声を出さず、会話の時はマスクを着用)(特措法第24条第9項)

- ◆路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える
(特措法第24条第9項)

【飲食店等への要請】

期 間

5月16日(日)～5月31日(月)

対象施設

- 〔飲食店〕 飲食店(宅配・テイクアウトを除く)
- 〔遊興施設〕 バー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗
及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店
- 〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場

要請内容

- ◆営業時間は5時から20時まで(特措法第24条第9項)
- ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む)は
11時から19時まで(特措法第24条第9項)
- ◆業種別ガイドラインを遵守する(特措法第24条第9項)

※要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給【調整中】

【飲食店等に対する協力金の国の基準額】

中小企業:1日あたり売上高に応じて 2.5万円～7.5万円 大企業:1日あたり売上高の減少額に応じて 最大20万円

期 間

5月16日(日)～5月31日(月)

※ 5月16日から5月17日までは周知期間とし、遅くとも5月18日から適用する。具体的には、周知期間終了時点(5月17日)までに販売されたチケットについては、5,000人を超え、また21時を超えた場合でもキャンセル不要とする。ただし、5月18日以降、人数上限5,000人を超えるチケットの新規販売は停止する。

人数上限 及び 収容率

- 人数上限5,000人 (特措法第24条第9項)
- 収容率
 - [100%以内] 大声での歓声・声援等がないことを前提としようもの(※1)
 - [50%以内] 大声での歓声・声援等が想定されるもの(※2) (特措法第24条第9項)

※1 クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等、飲食を伴う発声がないもの(イベント中の食事を伴う場合であっても、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提としようもの」と取り扱うことを可とする。)

※2 ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等(異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)に限る)内では座席間隔を設けなくともよい、すなわち、収容率は50%を超える場合がある。)

要請・ 協力依頼 内容

- ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)は19時まで (協力依頼)
- ◆営業時間は21時まで(無観客で開催される催物を除く)(特措法第24条第9項)
- ◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する(特措法第24条第9項)
- ◆催物前後の3密及び飲食を回避する方策の徹底(特措法第24条第9項)
- ◆国の接触確認アプリ(COCoA)・北海道コロナ通知システムの導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する(特措法第24条第9項)
- ◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの実施に当たっては、開催要件等について、道に事前相談する(特措法第24条第9項)

期 間

5月16日(日)～5月31日(月)

要請・
協力依頼
内容

- ◆職場への出勤について、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指す(協力依頼)
- ◆職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進する(協力依頼)
- ◆20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制する(協力依頼)
- ◆業種別ガイドラインを遵守する(特措法第24条第9項)
- ◆休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する(特措法第24条第9項)
- ◆主要観光施設等のライトアップや繁華街の屋外広告などについて、20時以降、夜間消灯する(協力依頼)
- ◆交通事業者においては、感染防止対策を一層徹底する(協力依頼)
- ◆1,000㎡超の集客施設については、営業時間の短縮や酒類提供及びカラオケ設備の使用自粛について検討する(協力依頼)

期 間

5月16日(日)～5月31日(月)

要請
内容

- ◆衛生管理マニュアル(R3. 4. 28改訂)に基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底する(特措法第24条第9項)
- ◆学校行事(運動会、体育祭、修学旅行や宿泊学習等)を中止、延期、縮小する(特措法第24条第9項)
- ◆部活動について、学校が必要と判断する場合(※)を除き、原則休止する(特措法第24条第9項)
※具体的には、十分な感染症対策が講じられている大会やコンクール等への参加及び当該の大会等への参加に向けた練習について、学校が必要と判断した場合(大会・コンクール等への参加や参加に向けた練習は、必要なものに厳選)
- ◆大学、専門学校等ではオンライン授業の活用やクラスを分割した授業などの実施により密を回避する(特措法第24条第9項)

公立施設

- ◆道立施設は、原則、休館とする。
- ◆市町村立施設は、感染状況や施設の目的を踏まえて、順次休館等を検討する(協力依頼)

教 健 体 第 2 1 9 号
令和3年(2021年)5月15日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く。)
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局長 唐 川 智 幸

緊急事態宣言を踏まえた学校における新型コロナウイルス感染症対策に
ついて(通知)

このことについて、全道的に新型コロナウイルス感染症の感染拡大がみられる状況にあることから、この度、国は緊急事態措置区域に北海道を追加し、全道域を緊急事態措置の対象として感染症対策を行うこととされ、道は、特に感染者数の急激な拡大がみられる石狩管内の市町村、小樽市及び旭川市を特定措置区域とし、より一層の強い対策を行うこととしました。

ついては、感染症対策の具体的な内容を別紙「学校における新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた教育活動等について」として作成しましたので、記載の内容に特に留意し、感染症対策の実効性の確保を図ってください。

なお、今後の感染状況に応じた対策について、別紙が変更になった場合は、改めて通知します。

また、道において警戒ステージを「ステージ5」に移行することとしたことや道内の各地域のまん延状況、医療提供体制等の状況を踏まえ、特定措置区域(石狩管内の市町村、小樽市及び旭川市)内の道立学校については、「新しい生活様式」を踏まえた行動基準を「レベル3」に移行しますので、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」に基づくレベル3に応じた感染症対策を改めて確認の上、徹底した取組をお願いします。

健康・体育課
高校教育課
義務教育課
特別支援教育課
教職員課

学校における新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた教育活動等について

令和3年5月15日
北海道教育庁

1 学校運営に係る重点配慮

(1) 学校保健委員会の開催

校長は、学校保健委員会を開催し、学校医や学校薬剤師等と連携強化を図り、改めて「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」（以下「衛生管理マニュアル」という。）に基づき、特に次の事項を徹底すること。

- ア 効果的な体温・体調管理ツールを活用した健康観察及び手洗い・マスクの着用など、基本的な感染症対策を徹底すること。
- イ 特にマスクの着用については、顔にフィットしているマスクを選ぶこと。なお、マスクの素材によって効果が異なることに留意するとともに、布マスクは1日1回洗濯することなどについて、改めて確認すること。
- ウ 発熱の有無にかかわらず、当該児童生徒及び同居家族に風邪症状がある場合は、症状がなくなるまで自宅で休養すること。なお、この場合、欠席扱いとならないことやオンライン等による学びの保障の取組について、当該児童生徒及び保護者に丁寧に説明すること。
- エ 換気の徹底や身体的距離の確保など、集団感染のリスクへの対応を徹底すること。
- オ 各教科等、給食等の食事をとる場面、休み時間、登下校等における具体的な感染症対策を徹底すること。

【参考】

- ・マスクの効果

https://corona.go.jp/proposal/pdf/mask_kouka_20201215.pdf

- ・布マスクの洗い方

<https://www.youtube.com/watch?v=AKNNZRRo74o>

- ・学校の教室における窓開け換気効率の評価

<https://www.r-ccs.riken.jp/jp/fugaku/corona/projects/tsubokura.html>

- ・新型コロナウイルス感染症対策としての学校給食等の対応について

<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ktk/corona020526>

<kyusyokutaiou2.pdf>

(2) 部活動の指導体制の強化

校長は、部活動顧問会議等（「北海道の部活動の在り方に関する方針」4ページ参照）を開催し、次の対策を徹底すること。

- ア 部活動前後には、常時マスクを正しく着用し、手指消毒又は手洗いを徹底すること。
- イ 部活動中においては、活動に支障がない限りマスクを着用すること。
- ウ 部活動終了後に、生徒同士で食事をするのを控えるよう特に指導を徹底すること。

(3) ICTを活用した学びの保障

やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対し、クラウドサービス等を活用した双方向のコミュニケーションにより、健康観察や学習指導を行う環境を整えること。特に、小・中学校及び特別支援学校小中学部においては、児童生徒に1人1台端末が整備されたことを踏まえ、端末の持ち帰り、貸出を適切に行うなど家庭での学習支援体制を確保すること。

2 特定措置区域（石狩管内の市町村、小樽市及び旭川市）の学校における留意事項

【期間：5月16日（日）～5月31日（月）まで】

(1) 登下校・日課・授業

ア 道立学校においては、時差通学を徹底するとともに、1日の授業時間の削減（授業カット、短縮授業等）や分散登校とオンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習を実施すること。なお、全日制課程においては、全ての生徒が16時までに完全下校できるようにすること。

イ 小・中学校においては、児童生徒の通学手段や地域の感染状況を踏まえながら、時差通学の実施の検討、1日の授業時間の削減（授業カット、短縮授業等）や分散登校とオンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習等の実施を検討すること。

ウ 特別支援学校においては、学校の実情や障がいの状態等に応じた対応について、個別に具体的な検討を行うこと。

エ 臨時休業等の措置を講じた場合は、速やかにオンライン学習を実施する体制を整えること。

(2) 寄宿舎

「新型コロナウイルス感染症の対策に係る寄宿舎の対応について」（令和2年（2020年）2月26日付け事務連絡）等を踏まえて、食事や入浴等で3つの密が重なりやすくなる場面のリスクを避ける取組を徹底すること。また、寄宿舎利用中に発熱等の症状が出た場合の対応について改めて確認すること。

(3) 学校行事

ア 集団宿泊的行事（修学旅行や宿泊研修等）は、実施を見合わせる。

イ 感染のリスクが高い行事（運動会・体育祭や学校祭等）は、中止又は延期すること。ただし、分散、縮小など感染症対策を十分に講じて実施できる場合は可能とすること。

(4) 部活動

ア 原則休止とすること。

イ 高体連、高野連、中体連、高文連等の大会（地区、全道）に出場する部活動に限り、練習は厳選して行うこと。

ウ 合宿など泊を伴う活動や対外試合等を自粛すること。

エ 上記のほか、特別の事情がある場合は、所管の教育局又は市町村教育委員会に相談すること。

3 特定措置区域以外の区域の学校における留意事項

【期間：5月16日（日）～5月31日（月）まで】

(1) 登下校・日課・授業

衛生管理マニュアルに基づき、感染症対策の徹底を図ること。

(2) 寄宿舎

「新型コロナウイルス感染症の対策に係る寄宿舎の対応について」（令和2年（2020年）2月26日付け事務連絡）等を踏まえて、食事や入浴等で3つの密が重なりやすくなる場面のリスクを避ける取組を徹底すること。また、寄宿舎利用中に発熱等の症状が出た場合の対応について改めて確認すること。

(3) 学校行事

ア 集団宿泊的行事（修学旅行や宿泊研修等）は、実施を見合わせる。

イ 感染のリスクが高い行事（運動会・体育祭や学校祭等）は、中止又は延期すること。ただし、分散、縮小など感染症対策を十分に講じて実施できる場合は可能とすること。

(4) 部活動

ア 原則休止とすること。

イ 高体連、高野連、中体連、高文連等の大会（地区、全道）に出場する部活動に限り、練習は厳選して行うこと。

ウ 合宿など泊を伴う活動や対外試合等を自粛すること。

エ 上記のほか、特別の事情がある場合は、所管の教育局又は市町村教育委員会に相談すること。